



## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成26年 3月27日

住所 北海道天塩郡天塩町新栄通8丁目  
氏名 天塩町長 浅田 弘隆

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日	平成26年3月27日	許可番号	留環生第2973号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場）  埋立（がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（ただし、石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物（自動車（原動機付き自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらのものの一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破碎に伴って生じたものを言う。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。以下同じ。）であるものを除く。）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物、廃プラスチック（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除く。）、ゴムくず）		
設置場所	北海道天塩郡天塩町字更岸5014-4、 字ルークシュナイ7664-1、6166-4		
処理能力	面積 3,250平方メートル、容量 14,500立方メートル		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 · 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(留萌振興局)